

被災外国人の類型： 分析のための覚え書き

初 瀬 龍 平*

1923（大正12）9月1日の関東大震災では、その直後の混乱のなかで、数千人（6千人台）の朝鮮人、数百人（200～700人）の中国人、若干数の日本人が、主に日本人の自警団の手によって殺害された。この虐殺には、政府官憲も関知し、あるいは関与していた。しかし、今回の阪神・淡路大震災では、外国人殺害はまったく起こらなかった。外国人のみを狙った暴力事件も起こっていない。このことは、外国人が一切の暴行を受けなかったということではない。外国人を狙い撃ちにした集団的暴行が起こらなかった、ということである。しかし、1995年には1923年の惨事は繰り返されなかった。時代背景は異なるにせよ、この間の変化の意味は大きい。

今回の地震で、外国人は日本人と同様に被害を受け、犠牲者を出した。死者でみれば、全体の死者が直接に5,502人（1997年12月現在、6,430人）、そのうち外国人は174人であった。外国人の死者数が相対的に多かったとはいえ、目立つほどではなかった。確かに、神戸大学関係者でいえば、全体の死者が41人、外国人留学生では7人であったから、外国人の犠牲者は相対的に多かった。しかし、その原因は、直接には外国人だからということではない。金銭的に苦しい留学生の多くの住居が、地震に耐えられなかったことが、直接的原因であった。日本人学生の下宿生でも、豊かでない者の犠牲者は、豊かな者よりも、相対的に犠牲者が多かった。それは、彼らの住居が同様に堅固でなかったからである。

地震に際しての被害、救援、生活再建には、

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

多くの社会的条件が関係している。一般的に
いって、豊かな者が安全性の高い住居に住み、
その土地に古い者が救援の手を多く持ち、若
者が生活の再建に心身ともに多くの適応性を
持っていた、といえよう。これに対して、貧
しい者の住居が安全性の上で問題が多く、土
地に住み着いてから年数の経っていない者は
救援の手を持たず、年配者が物質的にも精神
的にも再建への適応性が不足がちであったこ
とは、否定できないであろう。しかし、この
対照を単純化してはならない。たとえば、き
わめて豊かで、その土地に永くすんでいた者
でも、その邸宅が築後半世紀以上を経ていれ
ば、家屋が倒壊し、犠牲者を出すことになっ
た。若者でも、文化住宅に住んでいて犠牲者
になった者は少なくない。あるいは、トタン
屋根の陋屋に住んでいたために、かえって家
屋が崩壊せずに、生命が助かった人もいた。

外国人の被害、救援、生活再建についても、
一般化することはできない。しかし、古くか
らこの土地に住み、一定の不動産と社会的生
活基盤をもっている者と、最近日本に来て生
活を始めたばかりで、仮住居の段階にある
者、あるいはまだ一定の住所を持たない者と
では、その条件が違っていたことは、明らか
である。彼らの間に、まず次の4類型を設定
できるであろう。

第1の類型は、この土地に住み着いており、
土地や家屋を所有している者である。このな
かには、経営者として工場、事務所などを所
有している者も含まれる。第2の類型は、土
地に住み着いているが、住居は借家や借間で

ある者であり、多くが被雇用者である。第3
の類型は、この土地に来たのが最近のことで
あり、住居も仮住まいの域を漸く脱した者で、
生活の基盤が固定し始めた者である。第4の
類型は、地域の新参者であり、まだ一ヶ所に
定住しているとはいえない者である。その労
働形態は不規則で、一時的雇用が多い場合で
ある。

第1の類型の者は、金銭的な意味での被害
は甚大であるが、生活再建に向かって社会的
基盤も財政的基盤も整っていることが多い。
彼らのなかには、被災後、自分と同じ国民、
民族、あるいは近隣の日本人を救援する主体
となる者がいた。

第2類型の者は、不動産を所有せず、自己
の生活用度品しか失っていないという意味で
は、被害は限定されていたが、生活再建の資
金、手立てを他者に依存せざるをえないとい
う意味では、被害が継続することもあった。
このことは、雇用が安定していた場合は問題
とならないが、雇用が不安定な場合とか、自
営業でも不安定の場合に問題は大きかった。

第3類型の者は、瞬間風速的には被害が強
烈であったが、その被害はある意味では一過
的であったと考えられる者である。彼らはも
ともと失うものが少なかったから、ある意味
では、生活の苦しさも楽しさも、被災前のま
まに継続した人々である。

最後の第4類型は、自分生命以外に失うべ
き財産を持っていなかった人々である。被害
は瞬間的であり、その瞬間の被害によって、
この人々は生活の途方に暮れることになった

が、被害は表層的であった人々である。彼らには、被災地を見捨てる自由もあった。

第1、および第2の類型としては、在日韓国・朝鮮人、中国人（華僑・華人）、あるいはインド人がある。第3類型の代表例は、ベトナム人難民である。第4類型としては、出稼ぎ外国人労働者を挙げることができよう。フィリピン人の場合は、すべての類型にまたがっているようである。欧米人の場合は第2類型と第3類型を主としている。留学生、研修生は第3類型に属するといつてよからう。

いうまでもなく、上記の4類型は、地震後の日本人一般にも適用できるものである。しかし、外国人で、日本にきた経緯、動機、時期、形態などが同じ国籍、民族毎に一定の共通性がある場合には、この4類型を国籍、あるいは民族毎に合わせることができる、と思われる。これら外国人が日本人と違っていたのは、彼らには、国籍、民族毎にネットワークや組織が日常から存在しており、それが避難や救援に際しての拠り所となったことである。日本人の多くが行政にしか支援（避難、救援）を求められなかったことと比べれば、これは彼らの有利な点であった。

しかし、外国人の場合でも、日本語に不自由がなく、日本社会で確固とした職を持ち、日本人との交際も広い者の場合、被災による苦労は、日本人一般と変わらなかったと思われる。彼らは個人として独力で、生活の再建に向かう力も社会的環境も有し

ていた。彼らを第5類型の外国人被害者とみることができよう。

これに対して、日本語に不自由で、職が不安定で、日本社会との接触の少ない外国人で、かつ被災地を見捨てる自由を持っていなかった場合には、同じ国籍、同じ民族の人々との接触、ネットワークがきわめて重要であった。彼らに対する日本人の支援ボランティアも同じく重要であった。この意味では、地震による被害は軽微であったが、地震によってその後の生活にもっとも影響が出たのは、第3類型の外国人であったようである。また、第2類型の外国人で生活基盤が被雇用者あるいは自営業者として不安定であった者は、地震による物的被害よりも、生活再建の条件作りの方が、深刻であったのかもしれない。